

大飯原発差止訴訟原告団ニュース 第4号

発行 2015年12月4日
大飯原発差止訴訟
京都脱原発原告団



(C)宮脇達

第四次原告を募集しています。

- 大飯原発差止訴訟は、2012年11月29日に1107名の原告で第一次提訴を行い、その後2013年12月に856名で第二次[追加]提訴、2015年1月に730名で第三次[追加]提訴を行いました。その結果、原告総数は2693名になっています。
- すべての原発をなくし、再稼働を許さないため、

現在、第四次[追加]原告を募集しています。

- 原発再稼働の動きが急になっている中、脱原発の声を社会的にさらに大きくしていくために、一人でも多くのお知り合いに、原告に参加するように訴えてください。最終的には1万人の原告で京都地裁を包み込みましょう。

第四次原告の募集で、切実なお願いがあります。

- 第四次[追加]原告は、1000人規模で今年中に裁判所に提訴する予定でした。しかし、そこまでは達しそうにありません。
- そこで、来年1/13の第9回口頭弁論期日に第四次[追加]提訴ができるよう、したがいまして12月中旬までに、これまでの2693名から3000名をこえることを実現可能な目標に設定し、あと307名の原告を確実に増やすよう、10/24の世話人会で確認しました。
- その結果、第四次原告は10/20の246名から11/23には268名に達しました。年末まで時間が

なくなってきましたが、あと39名で目標を達成できるところまで前進してきました。

- 弁護士団、世話人会は奮闘していますが、その力だけではこの目標の達成は困難です。
- そこで、切実なお願いです。現在の原告の皆さまが、友人、知人、ご家族などに訴えていただき、原告お一人が一人の新しい原告を増やしていただけませんでしょうか。**同封の「原告募集案内チラシ」**の最後に加入申込書があります。現在の原告の皆さまが、一枚でも加入申込書をお送りくださいますよう、お願いします。

カンパのお願い、誠に恐縮ですが。

- 私たち脱原発弁護士団・原告団の運営は、専従の事務局はなく、すべて手弁当の弁護士団と、原告団世話人会に依拠しています。
- おもな運営資金は、いろいろな集会、裁判所での口頭弁論期日の報告集会などで、皆さまにお願いしているカンパです。
- インターネットによる広報だけでなく紙の報告

も必要ですし、今回の陳述書のお願いとニュースは全原告宛に発送しています。しかし、3000名の原告への連絡は多くの費用がかかります。

- 消費税の増税、物価上昇など、経済状況の厳しい中、誠に恐縮ですが、それぞれのご負担能力に応じてご判断いただき、**同封の振込用紙**でカンパをお願いします。

原告の皆さんへの連絡方法---郵送希望原告の登録もできます。

- メールアドレス登録のお願い…原告の皆さんへの連絡は、基本的にメーリングリスト（一斉メール送信）で行っています。できるだけメールアドレス（携帯電話のアドレスも可）の登録をお願いします。現在、月に1回は、世話人会の報告を配信しています。世話人会の報告を受信されていない原告の方は、新しいアドレスを再登録いただきますよう、お願いします。
- メールアドレス変更の際の連絡のお願い…最近、配信停止となるメールアドレスが増えています。携帯電話の機種変更などでメールアドレスが変更になった場合は、再度、このニュースの末尾記載の事務局宛にご連絡ください。
- 郵送希望原告は登録のお願い…メールでの連絡ができない場合、「郵送希望原告」に登録していただくことができます。郵送希望原告には、裁

判期日などの節目の重要な連絡をお送りします。ただ、郵送費用がかかりますので、**同封の振込用紙**に郵送希望として、1000円をお振り込みください。

- 郵送希望原告申込金、原告参加費用、カンパなどの送金先口座
 - ・郵便局からの振り込み、送金先郵便振込口座
 - ・口座番号 00990-8-144924
 - ・口座名義（加入者名）京都脱原発弁護団（きょうとだつげんぱつべんごだん）
 - ・銀行から振り込む場合、ゆうちょ銀行の口座名を指定します。
 - ・ゆうちょ銀行 ○九九（ゼロキュウキュウ）店
 - ・当座預金 口座番号0144924
- 不明の点がございましたら、このニュースの末尾記載の事務局宛にご連絡ください。

当面の予定は、以下の通りです。

- 世話人会（京都弁護士会館）
【2015年】
 - ・12/19（土）…10:00～、第36回世話人会
【2016年】
 - ・1/23（土）…16:00～、第37回世話人会
 - ・2/20（土）…10:00～、第38回世話人会（世話人は随時、募集していますので、ぜひご応募ください。現在の世話人は22名で、毎月1回、世話人会を開き、原告団の運動について話し合っています。）
- 大飯原発差止訴訟…裁判の期日（京都地裁）
【2016年】
 - ・1/13（水）…14:00～、第9回口頭弁論。傍聴席の抽選は、13:00～13:20。終了後、弁護士会館にて報告会（以下同）。
 - ・3/15（火）…14:00～、第10回口頭弁論
 - ・5/16（月）…14:00～、第11回口頭弁論
- 原告団の運動や京都地裁の裁判に関する情報
【原告団Web】…『京都脱原発原告団』で検索できます。
→訴状、裁判所に提出した書面、被告の国や関

西電力からの答弁書などを掲載しています。また、法廷以外の原告団の運動も報告しています。
→<http://nonukes-kyoto.net/>

- 【京都原発裁判支援ネット】…『京都原発裁判支援ネット』で検索できます。
→京都地裁では、福島県などから避難されてきた方々が、原発賠償京都訴訟をおこして、国と東電に賠償を求めています。大飯原発差止訴訟とあわせて支援するネットワークを形成しています。傍聴支援をお願いします。
→<https://houteisien.wordpress.com/>

- 原発賠償京都訴訟…裁判の期日（京都地裁）
【2016年】
 - ・2/3（金）…第12回口頭弁論。傍聴席の抽選は、10:10～10:30。終了後、弁護士会館にて報告会。
- 市民運動や近畿・福井の裁判日程の情報など
 - ・『京都原発裁判支援ネット』のホームページにて「おもに京都の脱原発、環境などの取り組み」、「福井の原発などの法廷のスケジュール」について、最新の情報を掲載しています。

京都地裁における大飯原発差し訴訟, これまでの裁判の内容

■ 2012年11月29日に提訴してからの経過。

- ・ 第1回口頭弁論… 2013年7月2日。
- ・ 第2回口頭弁論… 〃 12月3日。
- ・ 第3回口頭弁論… 2014年2月19日。
- ・ 第4回口頭弁論… 〃 5月21日。
- ・ 第5回口頭弁論… 〃 9月30日。
- ・ 第6回口頭弁論… 2015年1月29日。
- ・ 第7回口頭弁論… 〃 5月28日。
- ・ 第8回口頭弁論… 〃 10月20日。

■ 第1回 (2013年7月2日)

- 第1回期日では、まず竹本修三原告団長(固体地球物理学, 京都大学名誉教授)と福島から避難してきた原告の福島敦子さん, 同じく大庭佳子さんが陳述しました。
- 竹本団長は「地震国ニッポンで, 原発は無理!」というテーマで, パワーポイントを使い, 空しい活断層議論, 基準地震動について意見を述べ, 大飯原発の運転差止を主張しました。
- また, 福島県から避難してきた福島敦子さんと大庭佳子さんは, 避難を余儀なくされた福島県の人々の苦難の実情を, 深い憤りと悲しみを込めて訴えました。福島さんは「司法が健全であることを信じています。日本国民は, 憲法により守られていることを信じています。」と結び, 感動をよびました。

■ 第2回 (2013年12月3日)

- 私たちの訴訟の呼びかけ人でもある, 聖護院門跡門主の宮城泰年さんが, 宗教者の立場から危険な原発の稼働は認められないと, 意見を述べました。
- すなわち「大飯原発運転を差し止めることは, 地球とそこに生きる私たち人間を含めすべての生物の安全を守ることです」として, 宗教者として原子力と共存することはできないこと, とりわけ日本には自然への崇拜, 山岳信仰があり, 本山修験宗の総本山として, 山岳自然を修行道場としてきたこと, そこは多様な生物の共生と命の循環によってみんなが生きているからこそ

尊い世界であると主張しました。

- 弁護団は, 福島の人達の悲惨な避難の状況を具体的に, 写真等をまじえて明らかにし, 原発事故がいかに多くの住民の人間としての尊厳を傷つけているかを訴えました。

■ 第3回 (2014年2月19日)

- 原告の宮本憲一さん(元滋賀大学長)が意見陳述を行いました。専門の公害環境研究者の立場から, 福島第一原発事故によって多くの住民が故郷を失った苦難の事実を指摘し, 福島第一原発事故は, 足尾銅山鉛毒事件によって消滅した谷中村の悲劇よりもさらに大きくわが国史上最最大最悪の公害事件であると指摘しました。
- 弁護団は, 放射線被曝が人体に及ぼす影響, チェルノブイリ原発事故が人々に及ぼした影響を明らかにし, 政府がこれまでにとってきた放射性物質に関する法規制がいかに杜撰であったか, そして今なお具体的な法規制が整備されていないこと, それにもかかわらず, 大飯原発などの再稼働を推し進めようとしていることを強く批判しました。
- このような状況下において, 司法の果たす役割は極めて重大で, 裁判所は, 大飯原発を含むあらゆる原発の危険性を認識し, 市民の生命, 身体の安全と健康を守り, 子ども達の未来を守るため, 大飯原発の運転を許さない判断を下すことを求めました。

■ 第4回 (2014年5月21日)

- 裁判官全員が交代したので, 第1回から第3回迄行ってきた意見陳述と弁論を, 再度全てではないが, 再現しました。
- 竹本修三原告団長は, 「狭い日本で世界の地震の20パーセントが起こっている。ここに50基もの原発が存在することが異常。しかも海溝型巨大地震が2030年代終わりに南海トラフ沿いで起こることも予測される。原子力規制委員会は, 大飯原発敷地内を活断層の有無だけにしぼって結論を出しているが, これは空しい議論だ。地震は, 活断層から離れたところでも発生して

いる。使用済み放射性廃棄物の処分問題も解決していない」として、子や孫の代に負債を残さないように求めました。

- 南相馬市から避難してきた原告の福島敦子さんは、自宅庭の土が入ったビンを示し「1平方メートル当たり 93 万ベクレル。チェルノブイリなら移住必要地域に当たるレベル」と述べました。

■ 第5回 (2014年9月30日)

- 弁護士 4 人が新規規制基準の問題点について要旨を陳述、原告 2 人が福島第一原発の被害実態や地域、都市計画に原発事故が欠落している問題などを訴えました。
- 広原盛明さん(京都府立大元学長)は、国土開発計画に原発の立地による災害の問題がまったく欠落していることを指摘。国土交通省の「国土グランドデザイン 2050」では、原発災害、原発問題に関する記述が一切ない。3・11 以後、国土計画を考えるにあたっては原発問題をどう扱うかが最大のテーマのはずと主張しました。
- 郡山市から避難してきた原告の萩原ゆきみさんは「2012 年夏休みに子ら 3 人で自宅へ帰った。掃除をしたりしたが、子どもも私も鼻血を出した。京都に帰ったらやんだ」ことなど、放射能の恐ろしさを語りました。

■ 第6回 (2015年1月29日)

- 弁護団からは、「福島第一原発事故後作成された新規規制基準は、原発立地審査指針を排除していて、原子炉の格納容器の加熱、破損、水素爆発などが起これば、住民をむき出しの危険にさらすことになる。福島原発事故のような放射能の放出を仮定すると立地条件が合わなくなるから(田中俊一原子力委員長)、従来より甘いルールに改定した。これは再稼働を可能にするためのルール作りだ」と批判しました。
- 舞鶴市在住の原告、三澤正之さんが意見陳述。「自分は 8 人家族で、高浜原発から 15 キロ。舞鶴の住民は、大飯原発からもほとんどが 30 キロ圏内。公表された舞鶴市の避難計画は、避難方向も、受け入れ先も明示がない。移動手段もバス利用 1350 台(うち 600 台がピストン輸送との計画)とされているが、道路が車であふれるなど

の大混乱になることも想定され、浪江町では放射能汚染地域へ運転手が入らなかった。とても避難計画が機能するとは思えない。危険な原発をなくすことが一番だ」と述べました。

■ 第7回 (2015年5月28日)

- 原告の陳述は、菅野千景^{かんの}さんで「原発事故からの避難」について。原発賠償京都訴訟の原告でもある菅野千景さんは、福島市から避難してきた体験から、平穏な生活をまるごと破壊した原発を告発しました。その訴えは、涙なしでは聞けませんでした。
- 弁護団からは、主張の総まとめという形で以下の準備書面を提出しました。
 - (1) 福島汚染状況、避難の現状、「事故収束」に向けた作業など。
 - (2) 加圧水型原子炉の問題点。これまでの事故。
 - (3) 水素爆発との関係について、新規規制基準の問題点。
 - (4) 核のごみ問題。高レベル放射性廃棄物の処理方法がないこと。
 - (5) 再生可能エネルギーの可能性。

■ 第8回 (2015年10月20日)

- 全体の流れの中では、前回弁論までに原告側の主張が一回りしたことを受け、被告(おもに関西電力)から、原発の安全性に関する反論の主張が始まっています。関西電力は、これまでに大きな地震が発生しても大飯原発は安全だし、大きな津波は起きない、という型通りの主張をくり返しています。
- この回の弁論は、このような関西電力の主張に対して原告の側から反論するのが、おもな内容でした。具体的には、大飯原発周辺で発生し得る津波の規模が過酷事故につながり得るものであることや、関西電力による津波の想定甘さについて、パワーポイントも用いながら説明しました。
- また、関西電力が想定する地震の規模についての見積もりが甘すぎるという点を、竹本修三原告団長(固体地球物理学、京都大学名誉教授)から、これまたパワーポイントも用いて、分かりやすく解説(弁論)しました。

次回、第9回の裁判期日は、来年1月13日(水)です。

■裁判に参加するには… 3 つの方法があります。

裁判期日の 2 週間間くらいに、メールアドレスを登録された原告には ML (メーリングリスト) にて、郵送希望原告には郵送で、詳細を連絡します。次回の案内は、12 月の中旬に手紙やメールでご案内します。

■①原告席で参加…法廷の柵の内側です。メールや電話などで応募してください。原告団が決めて、氏名を裁判所に通知します。

■②傍聴席で参加…法廷の柵の外側です。裁判所が抽選を行って決めています。原告のほか、だれでも抽選に応募することができます。

- ・抽選券の配布は、地裁の正面玄関前です。抽選の結果、傍聴席に入ることができなかった場合は、模擬法廷にご参加ください。

- ・傍聴席をいっぱいにして、私たちの裁判への社会的な注目度を示していきたいと思えます。たくさんの方の傍聴が、裁判所と社会を動かします。

■③模擬法廷で参加…傍聴席に入れない(入らない)場合、弁護団が用意しております模擬法廷に参加できます。京都地裁の構内の南東角にある京都弁護士会館へ。本番の法廷と同じ時刻から開始します。

■タイムテーブル…以下は、前回のものですが、毎回、ほぼ同じです。

- ・12:10…弁護士会館の前に集合。

- ・12:15…裁判所の周辺のパレードに出発。30分程度。パレード後に、裁判所の行う傍聴席の抽選に応募することができます。裁判所地階の食堂は、13:30まで昼食があります。

- ・13:00…裁判所による傍聴券の抽選券配布開始。京都地裁北側の正面玄関前です。

- ・13:20…裁判所による傍聴席の抽選券配付終了。直ちに抽選→傍聴券の配布。抽選にもれた方、入廷を希望されず模擬法廷を見学される場合は、14:00までに弁護士会館で弁護団が設定する模擬裁判におこしください。

- ・14:00…弁論開始。同時刻に弁護士会館で、弁護団による模擬裁判開始。模擬裁判では被告側書面がでていれば、その解説も行います。

- ・15:00ごろ…閉廷後、弁護士会館で報告集会。30分程度です。

■京都地裁へのアクセス

- ・京都地方裁判所は、御所のすぐ南、丸太町通と柳馬場通の角です。丸太町通に面して正面玄関があり、傍聴席の抽選はこの正面玄関あたりで行われます。

- ・京都市営地下鉄なら烏丸線「丸太町」下車。1・3・5番出口から東へ徒歩5分。

- ・京都市バスなら202, 204, 10, 65, 93系統「裁判所前」で下車。または「烏丸丸太町」か「河原町丸太町」から、徒歩5分。

世話人会の財政活動、広報活動

■世話人会では、財政のための活動や、広報の活動を行っています。

■脱原発クリアファイル、大飯原発&原発関連施設を巡る おおい町見学ツアーの報告集、フリー紙芝居「なくそう げんぱつ」などです。現在、脱原発缶バッジの制作もすすめています。

■これらは裁判期日の閉廷後に行っている報告集会、原告団総会などでご案内しています。その他の場合のお問い合わせは、このニュースの末

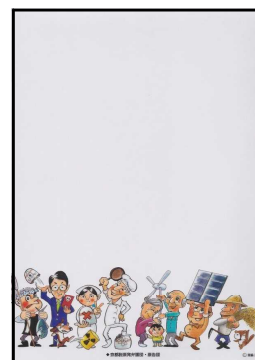
尾記載の事務局まで。

[1] 脱原発クリアファイル

- ・書類をはさんでおくためのA4判の透明ファイルです。

- ・右は、全体の感じ。

- ・5枚セット/500円でお願ひしています。



[2] 大飯原発 & 原発関連施設を巡る おおい町見学ツアーの 報告

- ・原告団の皆さまに参加を呼びかけ、バス1台でおおい町と大飯原発の所在地を確かめてきました(2014年7月6日)。
- ・海からしか見えない大飯原発3,4号機を、遊覧船で見てきた報告です。
- ・大飯原発で事故がおこったときに対処の拠点となるオフサイトセンターの位置を確かめたほか、おおい町の原発関連施設、道路などを、見学しました。

■DVD写真集…67分。

- ・案内していただきましたおおい町の猿橋巧さんの音声解説入り。

■ソフトカバーのアルバム…A5判のサイズ

(148mm × 210mm)で、14ページ。

■ハードカバーのアルバム…C6判のサイズ

(114mm × 162mm)で、14ページ。



[3] フリー紙芝居「なくそう げんぱつ」…紙版のほか、DVD版、YouTube版

- 小学4年生くらいからわかるように、原発の問題を絵にしました。基本的に無料ですので、運動の中で利用してください。
- DVDデータは、イメージファイルのISOデータにして、原告団Webからダウンロードできます。ダウンロードしてDVDディスクに焼けば、パソコンの他に、DVDプレーヤーなどでもご覧

になれます。このニュースの末尾記載の事務局には、完成版のDVDが置いてあります。長さは、7分程度です。

- YouTubeにもアップしています。こちらですと、パソコンのほか、インターネットに接続しているテレビ、ゲーム機、タブレットなどで見ることができます。原告団Webでも見ることができます。原告団Webには、YouTubeへのリンクも掲載しています。



[4] 2014年5月21日の福井地裁判決

- ・生存権を基礎とする人格権によって、原発の運転差止めを認めた歴史的な判決です。
- ・判決文全文や要旨のPDFファイル、リッチテキ

ストファイル、学習資料、英語版、中国語版(簡体字、繁体字)、韓国語版など
→ 原告団Web 裁判資料 のページにリンクなどを掲載していますので、ご利用ください。

【参考】福井の原発をめぐる裁判, 原発賠償訴訟など

■以下の日程は確認していますが, 変更される場合もあります。ネットで確認をお願いします。

◆福井地裁…大飯, 高浜仮処分

- ・2014/12/5 …申し立て。
- ・大飯原発 3・4 号機と高浜原発 3・4 号機の運転差止を求める仮処分を申し立て。
- ・大飯・高浜仮処分福井支援の会。
- ・大津地裁が事故の重大性, 避難計画の未策定, 規制基準の不合理性を認めながらも, このような状況下で規制委員会が再稼働を容認するとは考え難いと仮処分の申し立てを却下した(美浜, 大飯, 高浜仮処分。2011/8/2～2014/11/27)が, その直後に起こされた訴訟。
- ・2015/4/14 (火) 14:00, 高浜原発の運転差止を命ずる決定が出される。
- ・5/18 (月) 関電が決定の停止を求めた執行停止が, 却下される。
- ・以後, 大飯原発の審尋と, 高浜原発について関電が申し立てた異議の審尋が行われる。
- ・11/13 (金) 第4回審尋。高浜原発運転差止仮処分に対して関電が申し立てていた異議審は, 結審となる。また, 仮処分についての審尋が続いていた大飯原発も, 事実上, 終了。今後, 裁判所の決定は, 「常識的な期間内」に出されるとのこと。決定の文書の交付日は, 1週間前には通知される。弁護団は, 記者会見・報告集会の中で, 充実した審理がされたと述べている。

◆名古屋高裁金沢支部…大飯控訴審 (福井地裁判決 控訴審)

- ・福井地裁, 大飯原発 3・4 号機差し止め請求。
- ・2012/11/30 提訴, 2014/5/21 原告勝訴判決。被告が控訴。
- ・福井から原発を止める裁判の会。
- ・11/30 (月) 14:00～第6回口頭弁論。
- ・2016/2/29 (月)～第7回, 結審か?

◆京都地裁(1)…大飯原発差止訴訟

- ・2012/11/29 …提訴。
- ・大飯原発 1～4 号について, 国と関電に対して, 運転差止と損害賠償を請求。
- ・京都脱原発原告団。
- ・2016/1/13 (水) 14:00～第9回口頭弁論。101号法廷。傍聴席抽選は, 13:00～13:20。終了後, 弁護士会館で報告会。
- ・3/15 (火) 14:00～第10回口頭弁論。101号法廷。傍聴席抽選は, 13:00～13:20。終了後, 弁護士会館で報告会。
- ・5/16 (月) 14:00～第11回口頭弁論。101号法廷。傍聴席抽選は, 13:00～13:20。終了後, 弁護士会館で報告会。

◆京都地裁(2)…原発賠償 京都訴訟

- ・2013/9/17 …提訴。
- ・国と東電に対して, 原発による被害の賠償を請求。本年7月の第3次提訴で, 58世帯175名の原告団となっている。
- ・原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会。
- ・11/27 (金) 11:00～第11回口頭弁論。101号法廷。傍聴席抽選は, 10:10～10:30。終了後, 弁護士会館にて報告会。
- ・2016/2/3 (水) 11:00～第12回口頭弁論。101号法廷。傍聴席抽選は, 10:10～10:30。終了後, 弁護士会館にて報告会。

◆神戸地裁…原発賠償 ひょうご訴訟

- ・2013/9/30 …提訴。
- ・国と東電に対し, 原発による被害の賠償を請求。
- ・ぼかぼか★サポートチーム。
- ・2016/2/10 (水) 14:00～第12回口頭弁論。101号法廷。集合13:30。
- ・2016/3/30 (水) 14:00～第13回口頭弁論。

◆大阪地裁(1)…原発賠償 関西訴訟

- 2013/9/17 …提訴。
- 国と東電に対し、原発による被害の賠償を請求。
- 原発賠償関西訴訟 KANSAI サポーターズ。
- 12/17 (木) 14:00 ~ 第7回口頭弁論。
本館 202 号法廷。終了後、報告会。

◆大阪地裁(2)…大飯, 行政訴訟

- 2012/6/12 …提訴。
- 大飯原発3・4号について国に対して運転停止命令を請求。
- 美浜の会(美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会), おおい原発止めよう裁判の会。
- 12/21 (月) 15:00 ~ 第16回期日。

◆大阪地裁(3)…放射能汚染ガレキ広域処理差し止め裁判

- 2013/1/23 …提訴。
- 大阪府, 大阪市に対し, 放射能で汚染されたガレキの処理をしないように請求。
- 大阪ーガレキ差し止め訴訟。9/11 に結審。
- 2016/1/27 (水) 15:00 ~ 判決公判。11:00 ~。

◆大津地裁(1)…第2次仮処分

- 2015/1/30 …申し立て。
- 関電に対して, 高浜原発3・4号機の運転差止を申し立て。
- 大津地裁が事故の重大性, 避難計画の未策定, 規制基準の不合理性を認めながらも, このような状況下で規制委員会が再稼働を容認するとは考え難いと仮処分の申し立てを却下した(美浜, 大飯, 高浜第1次仮処分。2011/8/2 ~ 2014/11/27) ことに対応した2回目の仮処分申し立て。
- 福井原発訴訟(滋賀)を支える会。
- 12/15 (火) 15:00 ~ 第4回審尋。申立人しか法廷内に入れません。年内結審, 年明け早々にも決定が出されるか。

◆大津地裁(2)…美浜, 大飯, 高浜本訴(本訴)

- 2013/12/24 …提訴。
- 美浜, 大飯, 高浜の各原発で, 関電, 国に対し運転差止を請求する本訴(原発本訴)。
- 福井原発訴訟(滋賀)を支える会。
- 12/18 (金) 14:00 ~ 第9回口頭弁論。
- 2016/3/4 (金) 14:30 ~ 第10回口頭弁論。

大飯原発差止訴訟

京都脱原発原告団 事務局

- 〒 604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 280 ヤサカ烏丸御所南ビル 4 階
京都第一法律事務所 気付
- 電話 : 075 - 211 - 4411
- FAX : 075 - 255 - 2507
- 原告団 Web : <http://nonukes-kyoto.net/> (「京都脱原発原告団」で検索できます。)
- Mail : kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com (メールは弁護団と原告団で共通です。)
(きよとだつげんぱつべんごだん) (「つ」 = 「tsu」, 「ん」 = 「n」)